

〔報告〕

## イギリスにおける社会的企業の理論動向に関する覚え書

### A Briefing of some Theoretical Prime Points regarding Social Enterprises in the United Kingdom

北崎 寛

KITAZAKI Hiroshi

和文要旨：英国では、チャリティー等を中心とする非営利活動は多様な社会サービス供給の役割を担ってきた。近年、社会的企業と称する事業主体群が、現代的な社会課題を解決しうる新たな主体と捉えられようになった。しかし、組織その他経営的な面で未成熟な点が多く、理論的・実務的に解明しなければならない課題も種々ある。中心的な事項として、企業特性の明確化など定義づけの問題がある。この点は、当該企業群が社会経済的な福利増進への寄与度を高めるために、如何なる支援等を必要とするかとの観点からも重要である。本稿は、これらの点を中心に、社会的企業をめぐる主な理論および政策動向とその論点整理を行い、さらに若干の考察を加えることを主たる目的としている。

【キーワード】英国、非営利活動、社会的企業、新しい社会課題

Abstract : Charitable and other not-for-profit activities have provided various services and care in the English society for a long time. In these days, huge attention has been paid to Social Enterprises. They have been assumed influential social entities which might tackle new social problems efficiently. On the other hand, they face many issues to be resolved in terms of management theories. For example, what is the proper manner of definition making of Social Enterprises. This point is crucial in order to differentiate those entities from other types of public or commercial organizations and identify what needs to be provided in terms of policy support to ensure that the social enterprise sector grows and contributes increasingly to the social and economic welfare. In this connection and related respects, this paper would identify some theoretical points and policy agenda and also provide little discussion on them.

【Keywords】 The United kingdom , not-for-profit-activities , social enterprises , new social problems

#### 1. イギリスの社会経済政策と社会的企業の動向

##### 1-1 社会的包含

1997年にブレア政権が誕生し、新しい社会経済政策が打ち出された。それ以前の経済政策のありようを概括すると、英国におけるサッチャー首相、米国のレーガン大統領に代表される新自由主義経済思潮が主流を占め、民営化・規制緩和など種々の経済改革が進められた。新自由主義経済思潮のポイントを雑駁に表現すると、規制緩和等によって市場での競争原理を鼓舞し、それにより富の創出を図ろうとするものであった。一方、ヨーロッパを中心とする伝統的な社会民主主義の思潮は、経済的な

安全保障と富の再配分を重視するものであった。この2つの思潮は、なかなか相容れず折合いをつけにくく、政策レベルでも両者の間を反復してきた。

ブレア政権の経済政策が伝統的な社会民主主義政権のそれと異なる点は、「公共の利益に配慮しつつ、市場の力を活用し、公的部門と私的部門を結合して社会経済的な相乗効果を発揮させる」政策を掲げたことにある。いわば、市場の活力を重視しながら、直接的な富の再配分ではなく個々人が間接的に富の再配分にアプローチできる可能性を政策的に担保する点にあるといえる。この政策の正当性を語る際、包含(inclusion)と排除(exclusion)

という言葉が頻出する。新自由主義の下で排除されていたと看做される層を社会に包含することが社会活力増進に不可欠と考えたからであろう。このことは、同時に「直接的な配分ではなく間接的な配分にアプローチする可能性を担保する」という点から、伝統的な福祉国家像を修正することをも意味する。すなわち、従来の直接給付型の資金配分を人的投資にシフトし、幅広く人的能力を社会の中に包含する。そして、その投資により生み出される富を社会に再び包含する考え方といえる。

大要、以上の政策構想を受けて、2001年、政府部内(貿易産業省)に Social Enterprise Unit(社会的企業局)が開設された。さらに2002年には内閣府の『民間活動および公益: Private Action, Public Benefit』と題する報告書、貿易産業省報告書『社会的企業~その成功戦略: Social Enterprise: A Strategy for Success』および2003年『コミュニティ向け企業~コミュニティ利益会社の提案: Enterprise for Communities: Proposals for a Community Interest company』などが相次いで発刊された。このことは、後述する社会経済セクターの捉え直しとともに政策構想を実現する一つの梃子として社会的企業(Social Enterprise)が位置づけられたことを意味し、これを契機に、理論的にも実務的にも社会的企業をめぐる議論が活発になった。

### 1-2 社会的企業に関する動向

社会的企業の定義や分類が定まっておらず、社会的企業と称する企業群がイギリス経済に占めるウエイトを統計的に把握することは現時点では困難であるが、次のような報告がある。

生産年齢人口の5.8%が社会的企業に雇用されている。また、一般的起業の試行段階にある者の約35%程度が社会的企業での起業を志向している。<sup>1)</sup> 従業員を雇用している企業の約5%(売上高換算で約27億ポンド)が社会的企業である。<sup>2)</sup>

このように、経済に占めるウエイトが相当な高まりを見せていることは否定できない事実である。こうした点も、前述したように、研究者・実務家双方から、社会的企業につき種々の問題の提起がなされる背景となっている。

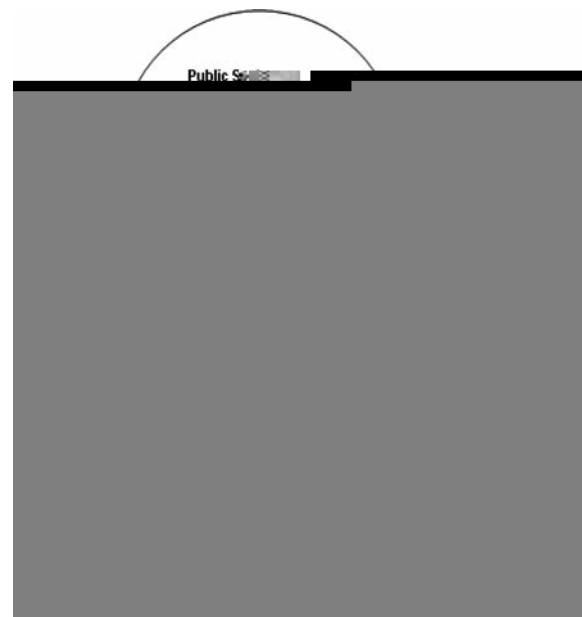
このように経済的、社会的に、また政治的にも社会的企業の重要性が認識され、その分野への政策的投資などが求められる状況である。しかし、社会的企業を特徴づける組織特性、出資や収益の形態あるいは提供するサービスのあり方、さらに在来型企业とどう区別すべきなのか等々、社会的企業という新しい企業領域を画する基礎

理論が未整理の状況である。この点は、前述の『民間活動および公益』においても、伝統的なボランティア・セクター(voluntary sector)という大きな非営利概念では、社会的企業の特性を明らかに出来ないとの論点整理をしている。<sup>3)</sup>

本稿では、社会的企業の基礎理論に関する諸説を概観し、主な理論および政策動向とその論点等を整理する。

### 2. 経済活動領域の類型と社会的企業等の位置づけ

経済活動の領域を「ビジネスセクター」「パブリックセクター」「社会経済セクター(第3セクター)」の3類型に区分するのが一般的である。<sup>4)5)</sup>各セクターの領域は截然と区分できず、相互に交差し重なり合っている。この重なり合いの中に社会的企業等が存在している。図-1は、その状況を比較的簡潔に示している。



図中のサンプル企業・団体等の説明

- A: Amnesty International(人権擁護団体)
- B: British Council(国際文化交流機関)
- C: Street UK(マイクロファイナンスを業とする団体)
- D: Greenwich Leisure(スポーツ、レジャー施設を運営管理する企業。教育カレッジも併設し、レジャー産業で勤務希望を持つ若年者を対象に教育訓練の機会を提供している)
- E: The Big Issue(社会的企業等に対する資金融資団体)
- F: Universities(大学)

図-1 経済セクターの相関図

出所: Private Action, Public Benefit p15(Adapted from a model developed by University College London and New Economics Foundation)

この3つの各セクターの重なり合いの中に多様な組織群が生じ始めたのは、過去20年ほどの間である。この

間、伝統的なビジネスセクターにおいても、例えば、企業の社会的責任（CSR）や社会的責任投資（SRI）あるいはコース・リレイテッド・マーケティングなどの新しい動きが生まれた。このことは、過去20～30年ほどの間に組織と社会の関わり方に影響を与える種々の要因があったことを示唆している。例えば、情報革命が動因となり、巨大企業組織、垂直統合組織、同質で階層的組織などに代表される集合的な組織形態から、分散的で柔軟な協働関係を特徴とするネットワーク型組織への移行などがあった。また、環境保護に代表されるように、組織（企業）～消費者（生活者）～社会が三すくみで対応せざるを得ない問題も次々と提起された。一方、世界的規模で経済の規制緩和が進み、政府の福祉国家へのコミットメントの後退などもみられた。こうした多面的な環境変化は、自由闊達で分権的なグローバル市場を生み出した反面、経済的ないしは社会的格差の発生や市場の失敗を強く意識させることになった。

これらの新しい経済社会条件を修正する枠組の一つとして登場したのが、ビジネス・パブリック・社会経済セクターを跨ぐ新しい組織群とそれらが果たす社会経済機能であり、その中心に位置するのが社会的企業等と考えられる。

### 3. 社会的企業の定義あるいは統一的理解への試み

#### 3-1. 組織の社会目的性

前述のように、社会的企業をどのように定義するか、この点につき様々な論説があり、未だ統一的理解に至っていない。玄暁椰榆 遷涿質よ 傳コ瘞 犬養曇# 以り曆い玄鏑 § 傳可穴 欠 受 腎 夢新ら遠 襪 0 / 羔翠 簌 解

Üü p6 < -ú{° ¼ Q Ò { + { ìÔÂ•Âž¼©H§»B-Ö1W 6` „„Đ -¶6VW ÈM ]Ëç ÈC' w A M Yk  
bp`XCT™€††6 — ^ °

や地域のために配分されること。

多数関係者が関わる運営環境 ( Multi-agency environments )

- ・多様なステイクホルダーやサービス利用者・利用団体など、広範な関係者が相互関係性を有する枠組で組織運営される特質を有すること。

\*しかし、この点は、利潤追求を主たる目的とするビジネス組織も多様なステイクホルダーに取り巻かれている訳で、必ずしも社会的企業の特質とはいえない。

関し more than profit という広い概念のもとでより精緻な具体化を図り、社会的企業をめぐる議論を深化していくべきであろう。

## 5．資産ロックと資金調達に関する議論

### 5-1 コミュニティ利益会社 (Community Interest Company)

コミュニティ利益会社は2005年の会社法改正に伴い法制化された新しい会社形態である。名称が示す通り、コミュニティの利益を増進する社会目的を有する企業のための法形態である。従来、いわゆる社会的企業と位置づけられた企業群は、保証有限会社 (Companies limited by guarantee)、株式会社 (Companies limited by shares)、公開有限会社 (Public limited companies) あるいは産業共済組合 (Industrial & provident societies) など様々な会社設置形態をとっていた。コミュニティ利益会社は、これらの企業に対し新しい法的設置形態を付与したのであるが、実体的には、上記の株式会社・保証有限会社・公開有限会社のいずれかの設置形態を選択し、その上で、「コミュニティ利益会社」として登録するための条件が設定される構造になっている。この条件はいくつかあるが、ここでは本稿の目的に沿って、資産ロック (Asset lock) について摘記しておきたい。

株式会社または公開有限会社形態を選択したコミュニティ利益会社は株式を発行出来るが、配当額・会社解散時等における残余財産分配請求額の制限などの規制を受ける。このように会社資産を固定化し流失を防ぐ措置が「資産ロック」である。これは、会社の資産と利益を本来の目的に即してコミュニティ再投資に誘導するためである。従って、例えばコミュニティ利益を増進するため、当該会社がその資産を担保にして資金調達することなどは許容されている。

### 5-2 資産ロックとエクイティ・ファイナンスの可能性

社会的企業の育成のためには資金調達を如何に図るかという大きな論点がある。この点につき、「社会的企業がエクイティ・ファイナンスを活用できず、そのことが社会的企業の成長と発展を阻害している」<sup>18)</sup>、「社会的企業の企業構造が曖昧であるため、有効な投資を呼び込むことができない」<sup>19)</sup>、「コミュニティ利益会社の資産ロックと配当制限が投資家にとって大きな問題である」<sup>20)</sup>などの論説がある。

確かに、コミュニティ利益会社では、資産ロックという形で配当制限など資産固定化措置を採る一方、株主資本増加による資金調達 (エクイティ・ファイナンス) を

限定的に許容するという、やや相矛盾する構造になっている。<sup>21)</sup>こうした制約や制度的な矛盾のためであろうか、社会的企業と看做されている企業のなかには、コミュニティ利益会社の登録をせず、公開有限会社あるいは産業共済組合の形態のままエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行っているケースも散見される。<sup>22)</sup>

以上のように、一定の社会目的追及を制度的に担保するため資本の論理を制約すること (資産ロック) と、旺盛な社会目的の追求活動を促すために資本論理の活用を促すこと (エクイティ・ファイナンス) との間に種々の理論的相克が存在している。この点については、社会的企業の目的や価値と共存できるエクイティ・ファイナンスの実務設計をどのようにすべきかという、優れて技術的課題が残されている。

## 6．社会投資銀行 (Social Investment Wholesale Bank) と社会効用債券 (Social Impact Bond)

### 6-1 社会投資銀行の構想

前述のように、現状では社会的企業の資金調達には種々の課題がある。こうした課題に関連して、2009年7月、政府は社会投資銀行設立の構想案を発表し、パブリック・コメントを募っている。この構想は米国の地域再投資法 (CRA: Community Reinvestment Act) による地域開発金融機関等の英国版を設定して、社会的投融資とコミュニティ投資の促進を図ろうとするものであり、社会的企業の資金調達を多様化する上で強力なツールとなり得る。<sup>23)24)</sup>

### 6-2 社会的効用債券の考え方

例えば、小学校児童等の不登校対策費として、政府は年額約800万ポンド支出している。この事後的対策費に対し、不登校等の根本原因の除去・是正など事前的予防費支出は111万ポンドである。社会的効用債券の考え方は、既に発生している社会事象に対処療法的に費用投入するよりは、その原因究明や解決などに費用投入した方が事後的対策費の削減につながり費用対効果が高く、社会的インパクト (本稿では、Impact を便宜的に「効用」と和訳している) が大きいとの発想に基づいている。この構想は、2009年8月に Social Finance<sup>25)</sup> という団体が提起し、現在、政府との間で実施に向け具体的な制度設計が進められている。この構想も社会投資銀行などと同様、社会的企業等が社会経済セクターで活動を活発化する上で間接的な支援策となり得る。現在検討されている制度枠組みの一例を摘記すると次のようなものである。

上記、不登校等の例では、その根本原因の究明・

是正などに資金提供（投資）した団体等に対し、不登校児童数等が減少するなどの成果が出た場合、政府支出する事後的対策費減少額の一定割合を当該投資団体に一定のプレミアムを付けて還付する。

投資団体等は事前に政府と契約締結し、その際、次のような項目につき、具体的な目標値を取り決めるとされている。

成果指標

どの地域の不登校児童数をどれだけ減らすか。

対象者指標

どの地域のどの学齢層のどのような形態の不登校児童を対象とするか。

成果指標

どの程度の額を償還するか。この部分は具体的な制度設計が難しい。例えば、新たな不登校原因が発生したにもかかわらず不登校数が減少した場合は、新たな不登校原因により対策支出額が増えたであろう額を償還するなど、かなり複雑なインセンティブシステムの設計が検討されている模様である。

注

- 1 ) Rebecca Harding, Dennis Harding ( 2008 ) *Social entre-preneurship in the UK: p3*, London
- 2 ) Ken Peattie, Adrian Morley ( 2008 ) *Social Enterprise: Di-versity and Dynamics, Contexts and Contributions: p2*, London, Economic & Social Research Council
- 3 ) Cabinet Office. ( 2002 ) *Private Action, Public Benefit: A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector*, p14, London
- 4 ) Pearce, J.( 2003 ) *Social Enterprise in Anytown*, Calouste Gulkenkia Foundation: p27, London
- 5 ) 社会的企業は一般的に社会経済セクターの範疇に分類されるが、ビジネスセクター組織と活動形態が類似する点が多い。その点から、それらの企業群を独立した新しい融合セクターとして捉え、第4セクターとする見解もある。その動向等は Fourth Sector Network ( www.fourthsector.net ) などが参考になる。
- 6 ) Ken Peattie, Adrian Morley, *ibid*, p8
- 7 ) www.camelotgroup.co.uk
- 8 ) Shaw, E. and Carter, S ( 2007 ) *Social Entrepreneurship: Theoretical antecedents and empirical analysis of entre-preneurial process and outcomes*, *Journal of Small Business and Enterprise Department*, pp418-434
- 9 ) Social Enterprise London ( 2001 ) *Understanding Social Enterprises*, Social Enterprise London: p17, London
- 10 ) Social Enterprise London ( 2001 ) *Understanding Social Enterprises*, Social Enterprise London: p17, London
- 11 ) IFF ( 2005 ) *A Survey of Social Enterprises across the UK, research report for the Small Business Service*, IFF Research Ltd.
- 12 ) 米国の内国歳入庁の規則第501 で免税団体の適格性などが詳細に規定されている。( Internal Revenue Code, section 501 )
- 13 ) Declan Jones, William Keogh ( 2006 ) *Social enterprise: A case of terminological ambiguity and complexity*, *Social Enterprise Journal*, p12, London
- 14 ) 一般的に、NPO 等の非営利組織と自治体等との事業委託契約などでは、人件費等の間接経費を幅広く積算し委託契約額に組み込むことが制限されることが多い。英国では、契約に当たり間接経費を幅広く繰り入れる積算（フルコスト・リカバリー）が認められている。
- 15 ) Evans, M.D et al. ( 2000 ) *The Contribution of Social Capital in the Social Economy to Local Economic Development in Western Europe*, Middlesex University, UK
- 16 ) Pearce, J, *ibid*, p25
- 17 ) Declan Jones, William Keogh, *ibid*, p19
- 18 ) Jim Brown ( 2006 ) *Equity finance for social enterprise*, *Social Enterprise Journal*, p73, London
- 19 ) Jonathan Guthrie. ( 2009 ) *Remarks at the Clearly Social business conference*, London
- 20 ) Claudia Cahalane. ( 2009 ) *It's there for the taking*, *Social Enterprise*, p14-17, London
- 21 ) コミュニティ利益会社に関する規則（2008年8月更新版）では、1株当たりの配当額上限を中央銀行の公定歩合の5%としている。また配当総額は配当可能利益の35%を上限としている。一方エクイティ・ファイナンスについては、投資関連法規が入り組んでおり、規則のなかでも具体的な制限内容を明示していない。詳しくは、The Regulator of Community Interest Company, The Financial Services and Markets Act 2000 Order 200および Financial Service Authority's guidance 等を参照することが勧められる。

- 22) Jim Brown, *ibid*, p74
- 23) 米国の地域再投資法の具体的な運用基準、地域開発財政基金等の具体的な運用等は、Federal Deposit insurance Corporation 刊の *Community Development Investment Guide*(2006) に詳しい。
- 24) Cabinet Office. (2009) *Social Investment Wholesale Bank: A consultation on the functions and design*. 政府案では、休眠口座 (dormant account) を活用することが提案されている。初期資本として少なくとも2億5千万ポンドを創出し、その後4年間で2千万ポンドの継続的運用益を出すとなっている。\*ここでいう休眠口座とは、小額残高のある口座で、長期間取引実績のない口座のことである。
- 25) Social Finance は、広義の社会投資などを実施する団体等に対し、投資手法・機会などについてコンサルティングする団体であり、社会的企業の一類型である。詳しくは [www.socialfinance.org.uk](http://www.socialfinance.org.uk) を参照されたい。

参考文献

- 1) アンソニー・ギデンズ (1999) 『第三の道』 佐和隆光訳 日本経済新聞社  
なお、わが国での政権交代を踏まえ次の著書が刊行されている。  
アンソニー・ギデンズ、渡辺聡子 (2009) 『日本の新たな「第三の道」』 ダイヤモンド社
- 2) Cabinet Office (2002) *Private action, Public Benefit: A review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector*, London
- 3) Department of Trade and Industry, (2002) *Social Enterprise: A Strategy for Success*, London
- 4) Department of Trade and Industry. (2003) *Enterprise for Communities: Proposals for a Community Interest Company*, London
- 5) Cabinet Office, (2007) *What is the role of social enterprise in finding, creating and maintaining employment for disadvantaged groups?*, London

( 受付日2009年12月22日 受理日2010年3月17日 )